

令和四年八月十五日受領  
答弁第一一五号

内閣衆質二〇九第一五号

令和四年八月十五日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員吉田はるみ君提出中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員吉田はるみ君提出中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）に関する質問に対する

### 答弁書

#### 一について

高等学校の入学者選抜の実施方法等は、都道府県教育委員会等入学者選抜の実施者が決定することとされておおり、お尋ねの「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の不受験者の取り扱い」については、都立高等学校の入学者選抜の実施者である東京都教育委員会において適切に判断されるべきものであることから、政府として見解を述べることは差し控えたい。

#### 二について

お尋ねの「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の申し込み方法」については、御指摘の「個人情報保護の観点」を含め、同テストの実施者である東京都教育委員会等において適切に判断されるべきものであることから、政府として見解を述べることは差し控えたい。